

平成 2 9 年 第 1 回

# 武蔵村山市教育委員会臨時会

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成29年第1回武蔵村山市教育委員会臨時会

1. 日 時 平成29年2月23日(木)

開会 午前 9時29分

閉会 午前 9時46分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 持田 浩志(教育長) 土田 三男  
本木 益男 島田 妙美  
杉原 栄子

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	内野 正利	学校教育担当部長	佐藤 敏数
指導担当参事	小嶺 大進	教育総務課長	井上 幸三
教育施設担当課長	比留間光夫	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	村上 正昭
指導主事	赤坂 弘樹		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	東出 真実

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 議案第 9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画について
- 3 議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・  
主要事業について
- 4 議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 5 議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出について

---

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、本日の出席委員は全員でございます。

これより平成29年第1回武蔵村山市教育委員会臨時会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 議案第9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画について

○持田教育長 日程第2、議案第9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 では、議案を朗読いたします。

議案第9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画について。

武蔵村山市第二次教育振興基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成29年2月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第9号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市第二次教育振興基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 おはようございます。

それでは、議案第9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画について、御説明申し上げます。

この計画につきましては、本年1月20日に開催されました平成29年第1回教育委員会定例会におきまして、既に原案としての御決定をいただいたところでございます。本日は、原案として御決定いただいた後の策定経過について御説明を申し上げます。

1月の定例会において原案として御決定をいただいた後、2月8日の市議会全員協議会において、当該計画の原案を市議会議員の皆様にご説明を申し上げます。市議会全員協議会におきまして、市議会議員の皆様からいただいた御意見及びそれに対する教育委員会の考え方につきましては、議案第9号、資料1のとおりでございます。詳細につきましては、後ほど御覧いただければと思いますが、計画の記載内容を修正しなければならないような御意見はございませんでした。そのため、1月の定例会において御決定をいただいた計画の原案から変更した箇所はございません。

説明は以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 意見を述べさせていただきます。

本計画につきましては、平成27年の10月に本委員会に計画の策定方針が示されて以来、多くの職員の皆さん、そして市民の代表の方々が国や東京都の動向、そして子供たちを取り巻く複雑、多様化した教育環境、そして社会教育環境の変化を踏まえて基本的な施策を、5年間を見通した計画が立派にでき上がっております。今後はこの計画を基本計画に基づきまして、主要施策・主要事業、そしてそれらの実現に取り組んでいただきたいと思います。これらを要望して、意見いたします。

以上です。

○持田教育長 他に質疑等ございませんか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 武蔵村山市第二次教育振興基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

事務局の方御苦労さまでございました。

ただいま計画を御決定いただきましたが、字句の訂正等につきましては、私の方に一任させていただきますてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

---

◎日程第3 議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

○持田教育長 日程第3、議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案を朗読いたします。

議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

について。

平成29年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成29年2月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

平成29年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、御説明申し上げます。

この内容につきましては、本年1月20日に開催されました平成29年第1回教育委員会定例会におきまして、協議事項として委員の皆様へ御説明申し上げたところでございますので、詳細な内容の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

なお、その1月に御協議をお願いした時点では、教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業の基礎となります教育大綱及び第二次教育振興基本計画は、いずれも策定作業の途中でございました。そのため、1月の定例会において御協議をお願いした主要施策・主要事業案につきましては、その時点における教育大綱及び第二次教育振興基本計画の内容を基礎に作成したものである旨を御説明させていただきました。その後、この教育大綱が2月21日に庁議決定をされまして、翌22日に市長決定をいただき、正式なものとなりましたが、その際も、その1月の時点から変更された箇所はございませんでした。また、第二次教育振興基本計画につきましても、先ほど議決をいただいたわけではございますが、1月の時点からの変更はございませんでした。

このように教育大綱及び第二次教育振興基本計画において変更がなかったこと、及び1月の定例会において御提示をいたしました教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業案に対しまして、委員の皆様からも特段の御指摘がなかったことから、本日、御決定をお願いする教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきましては、1月の教育委員

会定例会において御提示した内容から変更した箇所はございません。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 平成29年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について

○持田教育長 日程第4、議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 議案を朗読いたします。

議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について。

平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成29年2月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。



以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

小嶺指導担当参事。

○小嶺指導担当参事 それでは、議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、先日、2月10日の定例教育委員会において御協議をいただきました。また、その後、御意見を賜りました。御意見等いただいた内容をもとに、取り上げました事例の細かな内容の割愛や、児童・生徒にとって分かりやすい平易な表現への修正等をいたしましたので、提案をいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 平成28年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出について

○持田教育長 日程第5、議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出について。

市長部局所管の要綱の一部改正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成29年2月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

平成29年4月1日付組織改正等に伴い、市長部局所管の要綱の一部改正についての申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出について、説明いたします。

今回、申出を行う要綱の改正につきましては、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱でございます。

これは平成29年4月1日付の市長部局の組織改正に伴い、要綱中の関係部課名を変更する必要が生じました。

また、庁内で組織する生涯学習推進本部庁内推進検討会の委員に、新たに健康福祉部子ども育成課長を加えることとし、従来、検討会に子ども家庭担当部の関係者が入っていなかったことから、それを補うものでございます。

このことから、当該要綱の一部を改正する申出をする必要が生じたため、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、お諮りするものでございます。

それでは、ページを2ページおめくりいただき、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱新旧対照表を御参照ください。

まず、第7条第1項中の委員の人数を「13人」から「15人」とし、第7条第4項の同、これは「協働推進部産業観光課長、」を同、これも「協働推進部産業振興課長、同部観光課長、」に改め、「健康福祉部地域福祉課長、」の次に「同部子ども育成課長、」を追加するものでございます。

附則につきましては、「平成29年4月1日から施行する。」とうたうものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 市長部局所管の要綱の一部改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### ◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成29年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午前 9時46分閉会